

事務連絡  
令和6年3月26日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省医政局総務課

### 薬剤師臨床研修ガイドラインについて

医療現場における薬剤師の業務については、近年のチーム医療や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、臨床での実践的な研修の充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、令和3年度から令和5年度までに実施した「卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」（実施主体：一般社団法人日本病院薬剤師会）において、臨床現場で勤務する薬剤師が身に付けるべき知識・技能・態度を習得するために必要となる標準的な研修プログラム等について検討してきたところですが、今般、別添のとおり、薬剤師の臨床研修において実施すべき研修内容や方法を示した「薬剤師臨床研修ガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインは、薬剤師の臨床現場における実践能力の向上のため、医療機関や薬局で実施される薬剤師に対する研修の標準化等に活用されることを目的としています。

貴部局におかれましても、御了知いただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。